

総合計画の役割と位置づけ

1 総合計画とは

(1) 町の将来像を示したまちづくりの指針となるもので、町が目指すこのまちの大きな方向やそれを実現するための施策などを定めるものです。

町が立てる計画のなかで、最上位の計画です。

※これまでの総合計画の期間

- ・ 第一次総合計画：平成17年度～平成26年度までの10年間
- ・ 第二次総合計画：平成27年度～令和6年度までの10年間
- ・ 第三次総合計画：令和7年度～令和16年度までの10年間を想定

(2) 総合計画を構成する「3つの柱」

◆基本構想

長期的な視点から、町全体で目指す将来目標や取り組み方針、目標実現のための基本的な方向を示すものです。

※基本構想計画期間は10年間を想定しています。

◆基本計画

基本構想に示した町の将来目標を踏まえ、施策分野ごとに町民と行政が目指す姿と目標を明らかにするものです。

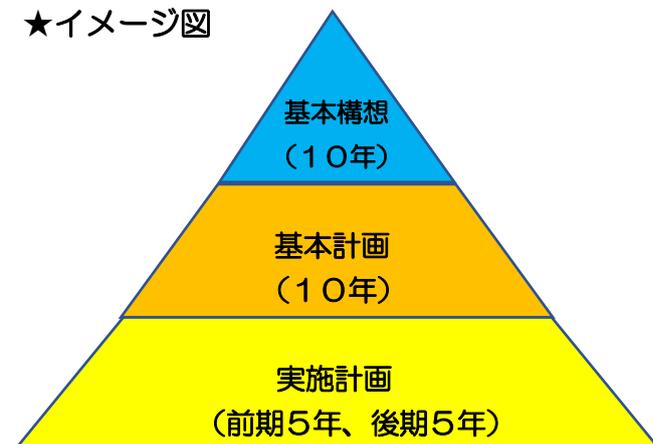
※基本計画の期間は、基本構想と同じ期間を想定しています。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に示した分野ごとの目標を実現するために、行政の各部門が展開する戦略や具体的な事業を毎年明らかにするものです。

※実施計画の期間は、前期5年間、後期5年間を想定しています。

★イメージ図



※参考：県北及び近隣市町村における計画期間の概要

市町村名	計画策定期間	基本構想	基本計画
大崎市	2017年(H29)～2026年(R8)	10年	前期5年、後期5年
色麻町	2021年(R3)～2030年(R12)	10年	10年
美里町	2021年(R3)～2025年(R7)	5年	5年
涌谷町	2016年(H28)～2025年(R7)	10年	前期6年、後期4年
大衡村	2020年(R2)～2029年(R11)	10年	前期5年、後期5年
大和町	2022年(R4)～2031年(R13)	10年	前期5年、後期5年
栗原市	2017年(H29)～2026年(R8)	10年	前期5年、後期5年
登米市	2016年(H28)～2025年(R7)	10年	前期5年、後期5年
南三陸町	2016年(H28)～2025年(R7)	10年	中間年度に見直し
気仙沼市	2017年(H29)～2026年(R8)	10年	前期4年、後期6年

2 策定の方針

人口の減少と少子・高齢化の進展による町全体の過疎化、経済のグローバル化、環境問題への対処が求められることを背景として、限られた資源（町の財政、各種資源など）を十分に活かすために、まちづくりの方向を示すことが必要です。

そのため計画の内容は、以下の要件は必須となります。

①戦略性が高い内容の計画

- 加美町の強みを積極的に伸ばすための重点とする施策の提示
- 持続性のあるまちとなるように、行財政改革により「出る」を抑えるとともに、産業を生み出し「入り」を増やす。

②職員参加の策定による推進力が高い計画

- ワーキンググループを中心に次代を担う職員全体が政策形成能力を高めるとともに実行することができる計画内容にする。

③町民との協働により推進力につながる計画

- 意識調査、まちづくりワークショップなど、町民の声を十分に拾う計画
- 町民が主体的に責任を持ってまちづくりを進めるとともに、行政とともに協働のまちづくりを推進するための計画内容にする。

④地域との共存・共生を目指す計画

- 環境の保全と活用、広域幹線道路の整備の推進など

○効率的な公共施設、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進による新たな行政サービス在り方など、新たな協力関係の方向を示す。

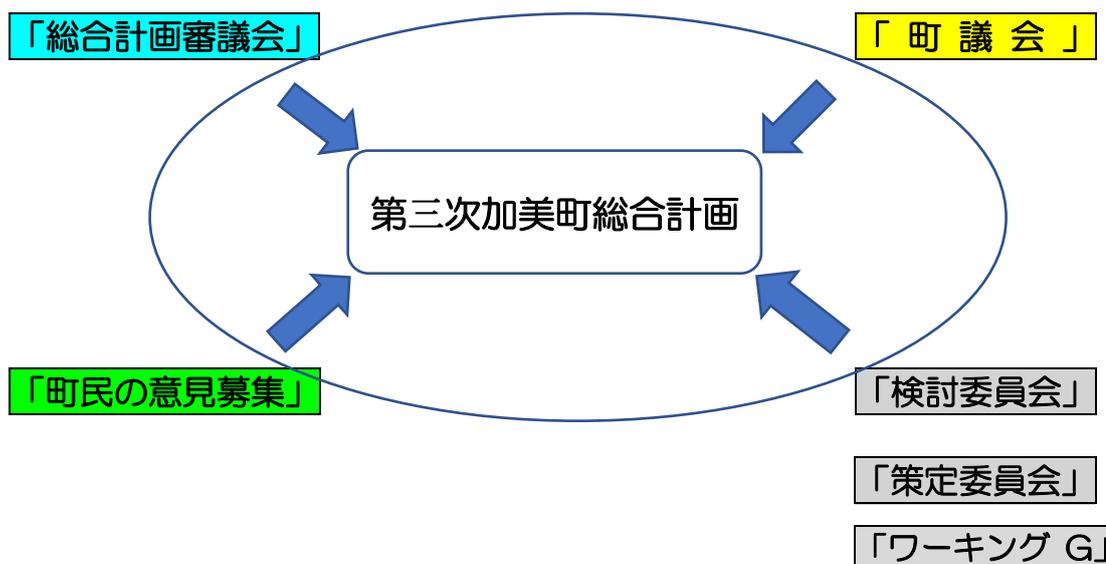
3 加美町総合計画審議会

加美町総合計画審議会条例に基づき設置され、町長の諮問に応じ、町の最上位計画である総合計画について調査・審議し、答申する付属機関となります。



今回、皆さんには「第3次加美町総合計画の策定」に関して、町民の代表として、様々な分野の方と共に議論して頂き、町の総合計画を皆さんの手で作ってもらうこととなります。

※参考：策定に関わる体制イメージ図



4. 審議会の役割

○大所高所に立った（町長になったような）視点で議論することが重要です。

→基本構想では、まちが目指すべき姿、基本計画では力点を置くべき大きな施策、町民協働の可能性があることなど。

○町民や団体活動など、それぞれの立場の視点から意見を出し合う場になります。また年齢幅が10代から70代まであり、幅広い年齢層の中で、色々な考えをもとに意見が出てきます。

○計画策定後も、協働によるまちづくりの推進役となっていただくことも大いに期待しています。

5. 策定体制

- (1) 総合計画審議会・・・30人以内で組織し、町長が委嘱する
学識経験者、公共的団体の役員又は職員、一般住民で組織
- (2) 総合計画策定委員会（庁内組織）
基本構想案、基本計画案を審議・検討するため設置する。
副町長を委員長、教育長を副委員長とし、庁内主要所属長により組織
- (3) 総合計画検討委員会（庁内組織）
基本構想案、基本計画案、実施計画案を審議・検討するため、設置する。
総務課長を委員長、町民課長を副委員長とし、庁内全所属長により組織
- (4) 総合計画策定ワーキンググループ（庁内組織）
基本構想案、基本計画案、実施計画案の実務的な調査、素案作成を行うため、設置する。課長補佐以下の職員で各グループ10名程度で組織する。
ワーキンググループは、①保健・医療・福祉、②生涯学習、③産業・交流、
④生活基盤、⑤環境・エネルギーの5つの部会のテーマに基づき調査する。

6. 業務委託について

総合計画及び国土利用計画に関して、専門的な見地からの意見や助言並びに計画素案の作成にかかる業務について委託する。

7. 審議会の進め方と今後のスケジュールについて

	開催時期	議事予定
第1回総合計画審議会	6年3月	・町長から委員へ委嘱 ・町長から審議会へ諮問 ・計画の策定作業の進め方及び今後のスケジュールの確認
第2回総合計画審議会	6年6月～ 7月頃	・基本構想（素案）の検討 ・町民WSの開催状況 ・アンケート調査の結果分析
第3回総合計画審議会	6年10月頃	・基本計画（素案）の検討 ・施策の内容に関する検討 ・答申内容の確認 ・パブリックコメントについて
第4回総合計画審議会	6年12月～ 7年1月頃	・基本計画（案）の最終確認 ・答申書（案）の最終確認

※1 なお進捗状況に応じて、審議会を臨時的に開催する場合があります。

※2 審議会も含めた全体の動きについては、別紙資料参照。